

# 日本証券業協会主要会議体の機能と構成

日本証券業協会

総会

監事会

会員監事・常任監事

理事会

公益理事(注) 3人  
 会員理事 3人以内  
 特別会員理事 1人  
 常任理事 3人以内

予算・決算・会費など定款に定めがある事項等理事会専決事項の決議を行い、両部門の進行管理及び協会運営全体に対する監督を行う。理事及び執行役の業務の執行を監督する。

(注) 金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者から選任する。

- 事故確認委員会
- 不服審査会
- 外務員等資格試験委員会
- 金融・証券教育広報委員会

調達に関する事項を決議する権限を委任

調達に関する業務を執行する権限を委任

定款 第56条 第4項

総務委員会

総務委員会委員長(会員理事) 1人  
 会員委員 9人以内  
 特別会員委員 2人以内

協会の組織運営に関する事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べるができる。

財務分科会

定款 第64条 第11項  
 総務委員会規則 第12条 第2項

証券戦略に係る事項を決議する権限を委任

証券戦略に係る業務を執行する権限を委任

自主規制に係る業務を執行する権限を委任

自主規制に係る事項を決議する権限を委任

定款 第56条 第3項

定款 第56条 第2項

証券戦略会議

委任された事項を決議する。証券戦略業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べるができる。

具体的な機能  
 ・税制、経済法規、金融商品取引・業務等の業界意見のとりまとめ・要望活動  
 ・金融商品知識の普及・啓発、広報活動の企画・推進、NPO支援  
 ・協会員向け資質向上研修の実施  
 ・協会員向け各種相談、統計データ加工・公表など

証券戦略会議議長(会員理事) 1人  
 会員委員 11人以内  
 証券評議会議長 1人  
 地区評議会議長 1人  
 会長 1人  
 執行責任者(事務局責任者) 1人

証券評議会

リテール証券評議会  
 ホールセール証券評議会  
 インターネット証券評議会  
 証券化・オルタナティブ業務等証券評議会

地区評議会

東京・大阪・名古屋  
 北海道・東北・北陸  
 中国・四国・九州の各地区会長により構成

ワーキング・グループ

自主規制会議

委任された事項を決議する。自主規制業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べるができる。

自主規制会議議長(公益理事) 1人  
 公益委員 4人  
 会員委員 4人以内  
 特別会員委員 2人以内  
 会長 1人  
 執行責任者(事務局責任者) 1人

具体的な機能  
 ・金融商品取引関係ルール及び市場ルールの制定、行政ルールについての市場関係者・専門家の意見のとりまとめ  
 ・エンフォースメント(監査・処分等)  
 ・資格管理、義務研修の企画・立案  
 ・事故確認 など

委員会、ワーキング・グループ